

転移性肺腫瘍に対する重粒子線治療の概要

プロトコール番号:1807-2

治療プロトコール	転移性肺腫瘍に対する重粒子線治療 1807-2
対象	原発巣が制御されている、または制御可能と判断された転移性肺腫瘍(3個以内)
治療方法	総線量 60 Gy (RBE)/4 回または 50 Gy (RBE)/1 回 *線量制約が満たせない場合は以下の線量で治療 総線量 64-72.0 Gy (RBE)/12-16 回
適格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 画像診断および臨床経過によって診断された転移性肺腫瘍であり、画像上で評価可能な病変が3個以内であること ただし、画像および臨床経過で診断できない場合は、肺生検による組織診断を要する 2. 原発巣は手術や放射線治療などにより制御されているか、制御可能と判断されている 3. 肺外転移がないか、制御可能と判断されている 4. Performance Status (ECOG) 0-2 5. 化学療法投与後、4週間以上経過している 6. Room air で SpO2 90%以上または PaO2 60torr(mmHg)以上、及び呼吸機能検査で一秒量 700ml 以上 7. 本人に病名・病態の告知がなされており、患者本人から文書による同意が得られている 8. キャンサーボードで、重粒子線治療の適応ありと判断されている
不適格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該照射部位への放射線治療の既往がある 2. CT 上で明らかな間質性肺炎または肺線維症を合併している 3. 照射領域に開放創あるいは活動性で難治性の感染や炎症疾患を有する 4. 他臓器に活動性の重複癌を有する ただし、根治治療により治癒と判断された場合、もしくは治癒が見込める場合を除く(もう一方の悪性腫瘍の治療先行を推奨) 5. 妊娠または妊娠している可能性がある 6. 医学的、心理学的または他の要因により不適格と判断された場合
治療の種類	先進医療